

○財務省告示第四十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年一月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年

三 振替法の適用 法律第二十三号）第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

五 募入決定の 争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り

八	七					六																			
最	イ					イ																			
低	行	争	非	者	特	国	入	価	札	格	行	争	非	者	特	国	入	価	札	格	行				
額	入	札	格	第	参	市	札	格	行	争	非	者	特	国	入	価	札	格	行	争	非	者	特	国	
面	発	発	競	I	加	場	発	競	行	発	競	I	加	場	発	競	行	発	競	行	発	競	I	加	場
金	発	発	競	I	加	場	発	競	行	発	競	I	加	場	発	競	行	発	競	行	発	競	I	加	場
五						五																			
万						万																			
円						円																			
						四																			
						十																			
						二																			
						億																			
						円																			

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

ロ イ 一 発 行 行 日

十 十 三 二 の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発 払 過 込 利 子 率 札 格 第 参 加 場 行 争 格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最も金額と

す。整数倍の金額によるものと。平成二十五年一月十五日

平成一・九パーセントの通知を受けた者は、五元以上の金額を次の算式により算出する。期に払い込

額面金額の総額 × $\frac{1.9}{100} \times \frac{117}{365}$

(一) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるもの口座の記載は、前記(一)の算式により算出た金額を乗じて算出した金額の二割、当該債

十四

初期利子

る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十五年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期
の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六

償還
金額

平成五十四年九月二十日

十七

償還
金額

日本銀行

十八

元利
支

財務大臣から通知を受けた者

十九

入札
参加

二十

払込
期日

平成二十五年一月十五日